

令和 8 年 9 月
令和 8 年 第 6 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第14号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第15号	令和7年度栃木市継続費精算報告書	4
報告第16号	令和7年度栃木市水道事業会計継続費精算報告書	6
報告第17号	令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	8
報告第18号	一般財団法人栃木市農業公社の令和7年度事業状況報告書の提出について	10
議案第78号	令和8年度栃木市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第79号	令和8年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第80号	令和8年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第81号	令和8年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第82号	令和8年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第83号	小山栃木都市計画事業栃木インター北土地区画整理事業施行に関する条例の 制定について	11
議案第84号	栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第85号	栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第86号	栃木市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	36
議案第87号	栃木市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第88号	栃木市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第89号	小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に関する条例を 廃止する条例の制定について	43
議案第90号	工事請負契約の締結について（観光・交流拠点施設整備工事）	45
議案第91号	令和7年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	46
議案第92号	令和7年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	47
議案第93号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	48
議案第94号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	49
議案第95号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	50
議案第96号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	51
認定第1号	令和7年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	52
認定第2号	令和7年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	53
認定第3号	令和7年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	54

認定第 4 号	令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算 の認定について	55
認定第 5 号	令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算 の認定について	56
認定第 6 号	令和 7 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算 の認定について	57
認定第 7 号	令和 7 年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について	58
認定第 8 号	令和 7 年度栃木市水道事業会計決算の認定について	59
認定第 9 号	令和 7 年度栃木市下水道事業会計決算の認定について	60

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

専決第 1 7 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 31 日

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和 8 年 6 月 25 日、栃木市西方町本城地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市西方町真名子地内居住者

2 損害賠償の額

17,850 円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

令和7年度栃木市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
4	2	とちぎクリーンプラザ 施設保守整備事業	4	3,773,000	-	-	-	3,773,000
			5	2,212,592,000	603,962,000	1,387,600,000	-	221,030,000
			6	5,350,860,000	1,003,555,000	3,643,900,000	703,405,000	-
			7	1,447,803,000	494,020,000	849,700,000	104,083,000	-
			計	9,015,028,000	2,101,537,000	5,881,200,000	807,488,000	224,803,000
8	2	今泉泉川線道路整備事業 (栃木今泉町1・2丁目・ 日ノ出町)	6	124,000,000	55,550,000	62,600,000	-	5,850,000
			7	43,620,000	10,450,000	29,800,000	-	3,370,000
			計	167,620,000	66,000,000	92,400,000	-	9,220,000
10	4	文化会館施設改修事業	6	320,426,000	-	286,200,000	5,000,000	29,226,000
			7	198,994,000	-	168,800,000	5,000,000	25,194,000
			計	519,420,000	-	455,000,000	10,000,000	54,420,000

報告第15号

(単位：円)

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
1,771,000	-	-	-	1,771,000	2,002,000	-	-	-	2,002,000
1,795,101,000	594,906,000	1,017,800,000	-	182,395,000	417,491,000	9,056,000	369,800,000	-	38,635,000
5,327,359,602	1,003,555,000	3,626,300,000	493,416,385	204,088,217	23,500,398	-	17,600,000	209,988,615	△ 204,088,217
1,888,583,743	503,806,000	867,200,000	511,654,345	5,923,398	△ 440,780,743	△ 9,786,000	△ 17,500,000	△ 407,571,345	△ 5,923,398
9,012,815,345	2,102,267,000	5,511,300,000	1,005,070,730	394,177,615	2,212,655	△ 730,000	369,900,000	△ 197,582,730	△ 169,374,615
-	-	-	-	-	124,000,000	55,550,000	62,600,000	-	5,850,000
166,188,000	62,150,000	94,600,000	-	9,438,000	△ 122,568,000	△ 51,700,000	△ 64,800,000	-	△ 6,068,000
166,188,000	62,150,000	94,600,000	-	9,438,000	1,432,000	3,850,000	△ 2,200,000	-	△ 218,000
155,856,000	-	138,100,000	5,000,000	12,756,000	164,570,000	-	148,100,000	-	16,470,000
340,046,000	-	296,300,000	5,200,000	38,546,000	△ 141,052,000	-	△ 127,500,000	△ 200,000	△ 13,352,000
495,902,000	-	434,400,000	10,200,000	51,302,000	23,518,000	-	20,600,000	△ 200,000	3,118,000

令和8年8月28日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和 7 年度栃木市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画			
				年割額	左の財源内訳		
					企業債	出資金	損益勘定 留保資金等
1 資本的支出	1 建設改良費	栃木市水道統 合事業	6	222,000,000	100,000,000	111,000,000	11,000,000
			7	330,860,000	100,000,000	165,430,000	65,430,000
			計	552,860,000	200,000,000	276,430,000	76,430,000

報告第16号

(単位：円)

実 績				比 較			
支払義務 発 生 額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額の 差	左の財源内訳		
	企業債	出資金	損益勘定 留保資金等		企業債	出資金	損益勘定 留保資金等
-	-	-	-	222,000,000	100,000,000	111,000,000	11,000,000
475,992,000	200,000,000	236,494,500	39,497,500	△ 145,132,000	△ 100,000,000	△ 71,064,500	25,932,500
475,992,000	200,000,000	236,494,500	39,497,500	76,868,000	-	39,935,500	36,932,500

令和8年8月28日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

1 健全化判断比率

指 標 名 称	数 値	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.49%
連結実質赤字比率	—	16.49%
実質公債費比率	8.5%	25.0%
将来負担比率	26.8%	350.0%

2 資金不足比率

会 計 名 称	数 値	経営健全化基準
栃木市水道事業会計	—	20.0%
栃木市下水道事業会計	—	20.0%
栃木市栃木インター西 産業団地特別会計	—	20.0%
栃木市平川産業団地特別会計	—	20.0%

3 監査委員の意見

別紙のとおり

注1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

一般財団法人栃木市農業公社の令和 7 年度事業状況報告書の提出について

一般財団法人栃木市農業公社の令和 7 年度事業状況報告書を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により別添のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

小山栃木都市計画事業栃木インター北土地区画整理事業施行に
関する条例の制定について

小山栃木都市計画事業栃木インター北土地区画整理事業施行に関する条例
を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

栃木市条例第 号

小山栃木都市計画事業栃木インター北土地区画整理事業施行に 関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 費用の負担（第 6 条）
- 第 3 章 保留地の処分（第 7 条—第 9 条）
- 第 4 章 土地区画整理審議会（第 10 条—第 17 条）
- 第 5 章 地積の決定の方法（第 18 条—第 23 条）
- 第 6 章 土地及び権利の評価（第 24 条—第 26 条）
- 第 7 章 清算（第 27 条—第 35 条）
- 第 8 章 雑則（第 36 条—第 38 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。）第 3 条第 4 項の規定により栃木市（以下「施行者」という。）が施行する栃木インター北地区の土地区画整理事業に関し、法第 53 条第 2 項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

（事業の名称）

第 2 条 事業の名称は、小山栃木都市計画事業栃木インター北土地区画整理事業（以下「事業」という。）という。

（施行地区に含まれる地域の名称）

第3条 事業の施行地区は、栃木市吹上町字永宮、字野中原、字馬乗場、字横宿、字天神房、字道祖神、字広塚、字新井原、字中道及び字株木の各一部並びに野中町字前原、字米山及び字西原の各一部とする。

(事業の範囲)

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業とする。

(事務所の所在地)

第5条 事業の事務所は、栃木市万町9番25号（栃木市役所内）に置く。

第2章 費用の負担

第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、施行者が負担する。

- (1) 国又は県から交付される補助金
- (2) 法第96条第2項の規定により定めた保留地（以下「保留地」という。）の処分金
- (3) その他の負担金

第3章 保留地の処分

(処分の方法)

第7条 保留地の処分は、抽選又は随意契約の方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行者が、特に必要があると認めるときは、一般競争入札又は指名競争入札の方法により行うことができるものとする。

(処分価格)

第8条 保留地の処分価格は、施行者がその位置、地積、土質、水利、区画、利用状況、環境、近傍類地の取引価格等を総合的に考慮し、法第65条第1項の規定により選任された評価員の意見を聴いて定める。

(処分地積)

第 9 条 保留地の処分地積は、一宅地を形成する地積を標準とする。ただし、換地計画による既成宅地の地積の増減等必要のある場合は、この限りでない。

第 4 章 土地区画整理審議会

(審議会の設置)

第 1 0 条 事業を施行するため、法第 5 6 条第 1 項の規定により、小山栃木都市計画事業栃木インター北土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第 1 1 条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、1 0 人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち、法第 5 8 条第 1 項の規定により施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）から各別に選挙される委員の定数は、土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号。以下「政令」という。）第 2 2 条第 4 項の規定により市長が別に公告する。

3 第 1 項に規定する委員の定数のうち、法第 5 8 条第 3 項の規定により市長が土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員の定数は、2 人以内とする。

(委員の任期)

第 1 2 条 委員の任期は、5 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立候補制)

第 13 条 法第 58 条第 1 項の規定により選挙される委員は、候補者のうちから選挙する。

(予備委員)

第 14 条 審議会に、宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置くことができる。

2 予備委員の数は、宅地所有者から選挙される委員又は借地権者から選挙される委員の数（委員の数が奇数のときは、その数から 1 を減じた数）のそれぞれ半数とする。ただし、選挙される委員の数が 1 人の場合は、1 人とする。

3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の有効投票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで定める。

4 法第 59 条第 5 項の規定により予備委員をもって委員を補充する場合は、前項の規定により予備委員を定めた順位に従って、順次補充する。

5 市長は、予備委員をもって委員を補充した場合は、補充により委員となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公告するとともに、委員となった者に対しその旨を通知しなければならない。

6 補充により委員となった者は、前項の規定による公告のあった日から委員としての資格を取得する。

(当選人又は予備委員となるために必要な得票数)

第 15 条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙において宅地所有者及び借地権者からそれぞれ選挙される委員の数でその選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得た数の 10 分の 1 以上の数

とする。

(委員の補欠選挙)

第16条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員の数が、それぞれの委員の定数の2分の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

2 前項の事由が委員の任期満了前6月以内に生じたときは、補欠選挙は行わない。

(学識経験委員の補充)

第17条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じたときは、市長は、速やかに補欠の委員を選任する。

第5章 地積の決定の方法

(基準地積)

第18条 換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積（以下「基準地積」という。）は、次条から第21条までに定める場合を除き、事業計画決定の公告の日（以下「基準日」という。）現在におけるその登記されている地積（以下「登記地積」という。）とする。

(実測確認申請)

第19条 宅地所有者は、登記地積が事実と相違すると認めるときは、基準日から60日以内に、施行者に実測地積の確認を申請することができる。

2 前項の規定により実測地積の確認を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、施行者に提出する。この場合において、その者の所有する宅地が2筆以上にわたり連続しているときは、その全部について

一括して申請しなければならない。

- (1) 隣接する宅地の地番及び所有者の氏名を記入した見取図
- (2) 隣接する宅地との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入した境界表示図
- (3) 宅地の実測図（原則として縮尺 2 5 0 分の 1 とし、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの）
- (4) 宅地の境界について隣接する宅地の所有者の同意があることを証する書面

3 施行者は、第 1 項の規定による申請があった場合は、申請人の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を実測により確認する。この場合において、宅地の地積の実測に当たり必要があるときは、その宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めることができる。

4 施行者は、前項の規定により確認した地積を当該宅地の基準地積とする。
（施行者実測）

第 2 0 条 施行者は、登記地積が事実著しく相違すると認めるときにおいて、その宅地所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めて、その宅地の地積を実測して、基準地積とすることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該地積を施行者が実測した地積とみなして基準地積とすることができる。

- (1) 基準日において表示登記がされていない国又は地方公共団体の所有する宅地については、財産台帳に記載された地積又は公図から求積した地積
- (2) 基準日後に登記地積が更正された宅地については、その更正された登記地積

(3) 基準日後に裁判上の判決、調停、和解等により地積が確定した宅地については、その確定した地積

(4) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号に掲げる地籍調査（同法第19条第5項の指定を受けたものを含む。）が実施された地域においては、当該地籍調査の成果に基づいて登記された地積

(5) 登記所において地積測量図により実測地積が確認される場合は、その実測地積

（按分による更正）

第21条 施行者は、道路で囲まれた区域その他適当と認める区域について計測して得た地積がその区域内の宅地各筆の登記地積を合計した地積を超える場合は、その超える地積をその区域内の宅地各筆の登記地積（前2条の規定により基準地積を定めた宅地を除く。）に按分して加えた地積を基準地積とする。

（基準日後の分合筆）

第22条 基準日後に分筆又は合筆を行った宅地の基準地積は、分筆又は合筆前の基準地積を基準として施行者が査定した地積とする。

（所有権以外の権利）

第23条 換地について所有権以外の権利の部分を定める場合において、その基準となる従前の宅地の全部又は一部について存する所有権以外の権利の地積は、基準地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（以下「申告地積」という。）とする。ただし、申告地積の合計がその宅地の基準地積に符合しないときは、施行者が査定した地積をもって当該権利の存する地積とする。

第6章 土地及び権利の評価

(評価員の定数)

第24条 法第65条第1項に規定する評価員の定数は、3人とする。

(土地の評価)

第25条 従前の宅地及び換地の価額は、施行者がその位置、地積、土質、水利、区画、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

第26条 所有権以外の権利の存する宅地について、法第94条の規定による清算金又は法第109条の減価補償金の基準となるべき所有権及び所有権以外の権利の価額は、当該従前の宅地及び換地の価額にそれぞれの権利価額割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価額割合は、施行者が前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、区画、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

第7章 清算

(清算金の算定)

第27条 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を、従前の宅地の価額又は前条の所有権及び所有権以外の権利の価額に乘じて得た額と当該換地の価額又は同条の所有権及び所有権以外の権利の価額との差額とする。

2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金の額は、従前の宅地の価額又は前条の所有権及び所有権以外の権利の価額とする。

(清算金の通知)

第28条 施行者は法第110条第1項の規定により清算金を徴収しようとするときは、その納付について、納付すべき金額の納付期限及び納付場所を記載した納入通知書により、納付期限の15日前までに、納付すべき者に通知する。

(清算金の相殺)

第29条 清算金を納付すべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者が納付すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。ただし、法第112条の規定により清算金が供託すべきものである場合においては、この限りでない。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第30条 法第110条第1項の規定により徴収する清算金（法第111条の規定により相殺することができる場合においては、その相殺した後の残額をいう。以下この条において同じ。）は、別表第1又は別表第2に定めるところにより、分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、当該清算金に付すべき利子は、政令第61条第1項の規定に基づくものとし、分割徴収する場合は、換地処分公告をした日の翌日における財政融資資金貸付金利の利率（元金均等償還、半年賦、5年以内、据置無）を適用する。

2 前項の場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、第2回以後の毎回の納付期限は、前回の納付期限の翌日から起算して6月を経過した日とする。

(分割計算)

第 3 1 条 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第 1 回に徴収し、又は交付すべき元金額は、清算金の総額を分割の回数で除して得た額を下らない額とし、第 2 回以後に徴収し、又は交付すべき額は利子を合わせて毎回均等とする。

(清算金の繰上納付)

第 3 2 条 清算金を分割して納付すべき者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

(清算金の繰上徴収)

第 3 3 条 施行者は、清算金を分割して納付すべき者が納付すべき金額を納付期限までに納付しないときは、未納の清算金の全部又は一部につき、納付期限を繰り上げて徴収することができる。

(督促手数料及び延滞金)

第 3 4 条 納付すべき清算金を滞納した者に対する督促手数料及び延滞金は、法第 1 1 0 条第 4 項の規定に基づくものとし、栃木市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成 2 2 年栃木市条例第 6 9 号）を適用する。

(仮清算金への準用)

第 3 5 条 第 2 7 条から前条までの規定は、法第 1 0 2 条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付する場合に準用する。

第 8 章 雑則

(換地処分の特例)

第 3 6 条 施行者は、必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について事業の工事が完了する以前においても、法第 1 0 3 条第 2 項ただし書の規定により換地処分をすることができる。

(登記完了の公告)

第 37 条 施行者は、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 181 条第 1 項の規定による登記完了証の交付を受けたときは、その旨を公告する。

(委任)

第 38 条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、小山栃木都市計画事業栃木インター北土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

別表第 1（第 30 条関係）

徴収すべき清算金の総額	分割徴収する期限	分割回数
1 万円以上 4 万円未満	6 月以内	2
4 万円以上 7 万円未満	1 年以内	3
7 万円以上 10 万円未満	1 年 6 月以内	4
10 万円以上 13 万円未満	2 年以内	5
13 万円以上 16 万円未満	2 年 6 月以内	6
16 万円以上 20 万円未満	3 年以内	7
20 万円以上 24 万円未満	3 年 6 月以内	8
24 万円以上 28 万円未満	4 年以内	9
28 万円以上 32 万円未満	4 年 6 月以内	10
32 万円以上	5 年以内	11

別表第 2（第 30 条関係）

交付すべき清算金の総額	分割交付する期限	分割回数
1 万円以上 7 万円未満	1 年以内	2
7 万円以上 1 3 万円未満	2 年以内	3
1 3 万円以上 2 0 万円未満	3 年以内	4
2 0 万円以上 2 8 万円未満	4 年以内	5
2 8 万円以上	5 年以内	6

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

栃木市条例第 号

栃木市税条例の一部を改正する条例

栃木市税条例（平成 22 年栃木市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 3 項中「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3

第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

20 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の

1 とする。

附則第 17 条の 2 第 2 項中「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項にお

いて「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 3 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 1 0 0 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 3 4 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 1 9 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第 3 4 条の 6 から第 3 4 条の 8 まで、第 3 4 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 3 4 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 9 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 7 第 1 項前段、第 3 4 条の 8、第 3 4 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 9 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 9 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 3 5 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 1 9 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 1 9 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」

とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 63 条の改正規定及び附則第 10 条の 2 に 1 項を加える改正規定並びに附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (2) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 17 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日
- (3) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の栃木市税条例（以下「新条例」という。）

第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年

金等について提出したこの条例による改正前の栃木市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改

築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の栃木市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条及び附則第10条の2第20項の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

栃木市条例第 号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

栃木市都市計画税条例（平成 22 年栃木市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

附則第 21 項を附則第 22 項とし、附則第 20 項を附則第 21 項とする。

附則第 19 項中「附則第 11 項及び第 13 項」を「附則第 12 項及び第 14 項」に、「附則第 11 項及び第 14 項」を「附則第 12 項及び第 15 項」に、「附則第 12 項、第 14 項及び第 15 項」を「附則第 13 項、第 15 項及び第 16 項」に、「附則第 14 項から第 16 項まで」を「附則第 15 項から第 17 項まで」に、「附則第 16 項」を「附則第 17 項」に、「附則第 17 項」を「附則第 18 項」に改め、同項を附則第 20 項とする。

附則第 18 項中「附則第 16 項」を「附則第 17 項」に改め、同項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項を附則第 18 項とし、附則第 16 項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項を附則第 13 項とし、附則第 11 項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「施行規則」を「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）」に改め、同項を附則第 11 項とし、附則第 9 項の次に次の 1 項

を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 10 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の栃木市都市計画税条例の規定は、令和9年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和8年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

栃木市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

栃木市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

栃木市条例第 号

栃木市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例

栃木市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 22 年栃木市
条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 11 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」
に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

栃木市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

栃木市条例第 号

栃木市火入れに関する条例の一部を改正する条例

栃木市火入れに関する条例（平成 22 年栃木市条例第 184 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「すべてに」を「いずれにも」に改める。

第 14 条第 1 項中「、乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、「火災警報」の次に「若しくは林野火災注意報」を加え、同条第 2 項中「とき、」を「場合」に、「、乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、「火災警報」の次に「若しくは林野火災注意報」を加え、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定
について

栃木市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

栃木市条例第 号

栃木市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

栃木市立学校給食共同調理場条例（平成 22 年栃木市条例第 212 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

栃木市立栃木中央小学校 給食共同調理場	栃木市入舟町 1 3 番 3 号	栃木市立栃木中央小学校 栃木市立南小学校
栃木市立栃木第三小学校 給食共同調理場	栃木市小平町 1 3 番 3 9 号	栃木市立栃木第三小学校 栃木市立栃木東中学校
栃木市立栃木第四小学校 給食共同調理場	栃木市城内町 1 丁 目 3 番 1 5 号	栃木市立栃木第四小学校 栃木市立大宮南小学校 栃木市立栃木南中学校
栃木市立栃木第五小学校 給食共同調理場	栃木市藁部町 2 丁 目 7 番 2 5 号	栃木市立栃木第五小学校 栃木市立栃木西中学校
栃木市立大宮北小学校給 食共同調理場	栃木市大宮町 1 7 7 7 番地 1	栃木市立大宮北小学校 栃木市立国府南小学校

を

」

「

栃木市立栃木中央小学校 給食共同調理場	栃木市入舟町 1 3 番 3 号	栃木市立栃木中央小学校 栃木市立栃木第三小学校
栃木市立栃木第四小学校	栃木市城内町 1 丁	栃木市立栃木第四小学校

に、

給食共同調理場	目 3 番 1 5 号	栃木市立南小学校
栃木市立栃木第五小学校 給食共同調理場	栃木市薮部町 2 丁 目 7 番 2 5 号	栃木市立栃木第五小学校 栃木市立栃木西中学校

」

「

栃木市立国府北小学校給 食共同調理場	栃木市大塚町 1 2 7 8 番地	栃木市立国府北小学校 栃木市立東陽中学校
-----------------------	----------------------	-------------------------

を

」

「

栃木市東部学校給食セン ター	栃木市神田町 1 5 番 5 2 号	栃木市立大宮南小学校 栃木市立大宮北小学校 栃木市立国府南小学校 栃木市立国府北小学校 栃木市立栃木東中学校 栃木市立栃木南中学校 栃木市立東陽中学校
-------------------	-----------------------	---

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に
関する条例を廃止する条例の制定について

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に関する条例
を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

栃木市条例第 号

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に
関する条例を廃止する条例

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に関する条例
(令和 3 年栃木市条例第 3 5 号) は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 観光・交流拠点施設整備工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 175,450,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木市河合町 5 番 3 号
有限会社山野井組
代表取締役 鈴木 正義 |

令和 7 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

令和 7 年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金 3 6 6 , 9 6 2 , 1 7 4 円のうち 3 7 , 9 0 0 , 0 0 0 円を資本金に組み入れ、2 1 8 , 6 4 0 , 4 6 0 円を減債積立金に、1 1 0 , 4 2 1 , 7 1 4 円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和 7 年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

令和 7 年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金 2 1 0 , 2 1 8 , 5 3 4 円のうち 3 1 , 0 4 3 , 1 5 2 円を資本金に組み入れ、1 7 9 , 1 7 5 , 3 8 2 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
ついて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方
税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同
意を求める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

住 所 栃木市西方町本城 3 3 7 番地

氏 名 青木 利男

生年月日 昭和 3 9 年 1 0 月 1 3 日

議案第 9 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

住 所 栃木市大平町西水代 2 9 7 0 番地 8

氏 名 戸 田 眞

生年月日 昭和 3 5 年 1 0 月 1 1 日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

住 所 栃木市岩舟町五十畑 1 8 2 番地

氏 名 深津 智子

生年月日 昭和 3 9 年 5 月 1 0 日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

住 所 栃木市都賀町木 7 1 2 番地 3

氏 名 渡邊 正

生年月日 昭和 33 年 9 月 7 日

認定第 1 号

令和 7 年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度栃木市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

認定第 2 号

令和 7 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和 7 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治
法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を
求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和 7 年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 7 年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出
決算の認定について

令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和 7 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和 7 年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和 7 年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治
法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を
求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

認定第 8 号

令和 7 年度栃木市水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度栃木市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和 7 年度栃木市下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度栃木市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

